

# 平成19年度 浦臼町人事行政の運営等の公表

浦臼町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、「人事行政の運営等の状況」を公表します。

浦臼町職員の定数、給料・手当や勤務時間などは、地方公務員法を基本に条例で定められています。

このうち給料・手当については、人事院勧告を基本に、国・道や他の市町村などの職員や民間の給与などを考慮して、町議会の議決を経て定められています。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成18年度) 該当はありませんでした。

(単位：人)

区 分	試 験	選 考	合 計
一般行政職	-	-	-
事務職	-	-	-
技術職	-	-	-
医療職	-	-	-

(2) 再任用職員の採用の状況(平成18年度) 該当はありませんでした。

(単位：人)

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	-	-	-
事務職	-	-	-
技術職	-	-	-
医療職	-	-	-

(3) 退職の状況(平成18年度)

(単位：人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	1	-	2	-	-	-	-	-	3
医療職	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行うの職務	3 人	5.6 %
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7 人	13.2 %
3 級	1 主査、主任教諭の職務 2 係員で極めて高度の知識若しくは経験に基き特に困難な業務を行う職務	18 人	34.0 %
4 級	係長、副園長、社会教育主事の職務	11 人	20.8 %
5 級	課長補佐、主幹、技術長、農業委員会事務局次長、教育委員会事務局主幹の職務	5 人	9.4 %
6 級	課長、室長、議会議務局長、農業委員会事務局次長、教育次長の職務	9 人	17.0 %

- (注) 1 浦臼町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 人件費の状況（平成18年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
2,472	2,427,495	38,358	500,773	20.6	18.5

(2) 職員給与費の状況（平成18年度普通会計決算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
55	210,755	32,746	79,532	323,033	5,873

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職				
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
浦臼町	41.4 歳	319,400 円	407,800 円	391,300 円

(4) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		浦臼町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	153,180 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	124,560 円	138,400 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	279,000 円	349,000 円	383,800 円
	高 校 卒	236,000 円	273,400 円	- 円

(6) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

浦臼町		国	
1人当たり平均支給額(18年度)			
1,406 千円			
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3 月分	1.45 月分	3 月分	1.45 月分
( 2.775 )月分	( 1.341 )月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
特別職・課長職	7%	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
主 幹 職	5%	・役職加算 5～20%	
係 長 職	3%	・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、独自削減後(7.5%カット)の支給割合。

退職手当(平成19年4月1日現在)

浦臼町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 なし)			・定年前早期退職特例措置(2%から20%加算)		
1人当たり平均支給額		3,097 千円 27,293 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

### 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(平成18年度決算)			102 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			10,200 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)			15.4 %
手当の種類(手当数)			10
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫救治作業手当	福祉担当職員	伝染病の疑いのある患者の救護等	日額500円
死体処理手当	福祉担当職員	変死者の遺体を収容等	日額1,000円
危険手当	防災担当職員	防災業務	日額250円
滞納処分手当	税務担当職員	町税滞納処分	日額500円
除雪作業手当	庁舎管理担当職員	建設機械等による除雪作業	日額250円
犬取扱作業手当	環境衛生担当職員	野犬の捕獲等	日額1,000円
危険物貯蔵所取扱手当	庁舎管理担当職員	危険物取扱い作業の保安監督	月額500円
建築物環境衛生管理技術手当	庁舎管理担当職員	施設の環境衛生上の維持管理	月額2,000円
有害獣駆除手当	農政担当職員	有害獣(狐)の捕獲等	日額1,000円
蜂駆除手当	環境衛生担当職員	蜂(スズメ蜂)の駆除作業	日額1,000円

### 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	6,878 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	153 千円

### その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円等	同	7,684 千円	232,848 円
住居手当	持家6,000円等	同	5,769 千円	140,687 円
通勤手当	片道5キロ以下2,000円等	同	384 千円	48,000 円
管理職手当	課長8%・主幹6.4%	同	5,756 千円	383,694 円
寒冷地手当	扶養親族なし14,580円等	同	6,743 千円	105,347 円

(7) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	745,000 円	(	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	859,000 円)		825,000 円 /	435,500 円	
	収 入 役	614,000 円	(	665,000 円 /	391,300 円	
		692,000 円)		- 円 /	- 円	
報 酬	議 長	248,000 円	(	307,000 円 /	150,000 円	
	副 議 長	268,000 円)		251,000 円 /	115,000 円	
	議 員	197,000 円	(	236,000 円 /	97,000 円	
		212,000 円)				
期 末 手 当	町 長	(18年度支給割合)				
	副 町 長			4.45 月分		
議 長	副 議 長	(18年度支給割合)				
	議 員			4.45 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	勤続1年当たり月数5.313支給	退職した日から起算して1月以内			
備 考	収 入 役	勤続1年当たり月数3.355支給	退職した日から起算して1月以内			
		-	-			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤 務 時 間 の 割 振 り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間00分	8:30	17:15	12:00~12:45	土、日

(2) 年次休暇の状況(平成18年1月1日~12月31日)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均使用日数
2,558日	719日	65人	11.07日

#### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況(18年度)

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	-	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	-	0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	-	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	-	-	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者		-	-	-	0
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条により失職しなかった者		-	-	-	0
合 計		0	0	0	0

##### (2) 懲戒処分の状況(18年度)

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	1	0	0	1

#### 5 職員のサービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に全力で奉仕しなければなりません。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にさまざまな義務が課せられています。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- ・信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
- ・秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
- ・職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
- ・治的行為の制限(地方公務員法第36条)
- ・争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
- ・営利企業等の従事制限(地方公務員法第38条)

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況(18年度)

研修の名称	研修の内容	実施回数	修了者数
税務事務 市町村民税	北海道市町村職員研修センター	1回	1人
監督者研修	空知支庁管内町村会	1回	1人
地方公務員法研修	北海道市町村職員研修センター	3回	6人
地方自治法研修	北海道市町村職員研修センター	2回	5人
税務事務(基礎)	北海道市町村職員研修センター	1回	1人
政策法務研修	北海道市町村職員研修センター	1回	2人
税務事務 固定資産税	北海道市町村職員研修センター	1回	1人
町村職員中級研修	空知支庁管内町村会	1回	2人
法令実務(基礎)	北海道市町村職員研修センター	2回	5人
税務事務 徴収	北海道市町村職員研修センター	1回	1人

### (2) 勤務成績の評定の状況(18年度)

該当なし

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、北海道市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

また、職員は共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の実施を図っています。

### (1) 厚生制度の状況(18年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	職員健康診断事業	総合健診の実施
職員の元気回復に関すること	福利厚生事業	互助会への補助

### (2) 公務災害補償の状況

#### 公務災害(18年度)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ 件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	2	2	0	0	0

#### 通勤災害(18年度)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ 件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	1	1	0	0	0